

保福介3216号
平成24年2月24日

指定居宅サービス事業者	管理者	様
指定介護予防サービス事業者	管理者	様
指定地域密着型サービス事業者	管理者	様
指定地域密着型介護予防サービス事業者	管理者	様
指定居宅介護支援事業者	管理者	様
指定介護予防支援事業者	管理者	様

さいたま市保険福祉局福祉部介護保険課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した被保険者に利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について

日頃から、本市の介護保険事業の推進について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり厚生労働省老健局介護保険計画課から「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」(以下「延長通知」という。)通知がありました。

つきましては、当該通知に伴い、被災した介護保険の被保険者に対する減免措置の取扱いについて、別添通知のとおりといたしますので、介護サービス事業者は取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、東日本大震災で被災したことにより、本市から利用料の免除証明書又は食費・居住費の減免認定証を発行している被保険者に対しては、別途、通知をしていることを申し添えます。

記

1 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の被保険者の取扱いについて(別添、延長通知1参照)

(1) 利用者負担免除期間・・・平成25年2月28日まで延長する。

2 その他地域の被保険者の取扱い(別添、延長通知2参照)

(1) 利用者負担免除期間・・・平成24年9月30日まで延長する。

3 食費・居住費等の減免措置について

(1) 減額・免除期間・・・平成24年2月29日までとする。

【担当】

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課

担当：安川・白河

電話 048-829-1264